

令和3年度9月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和3年9月9日（木）
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 伯耆町役場本庁舎大会議室
 出席者 農業委員 7名、最適化推進委員 5名
 事務局 2名

1 開会宣言	午前9時30分
事務局長	これより令和3年度第6回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、1番 篠田委員・2番 安酸委員にお願いします。
4 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第18号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第18号の朗読 同じ申請者のため、1件目と2件目を合わせて朗読 3件目朗読、4件目朗読
加川議長	事務局の説明が終わりました。 1件目と2件目の案件につきまして、中曾委員、説明をよろしくお願いします。
中曾委員	8月28日に妹尾委員、宅野委員、事務局、それから農地パトロールの関係で一緒に回った草原職員と申請者の方と一緒に現地確認を行いました。 議案に書いてありますように、昭和56年に当初は二男の方の住居を建てる予定だったそうですが、家の近くに建てられることにして、ここはもともと道路より3~4メートル位低かったのですが、盛土をされているという現状です。 現況は、庭木とか、果樹とかが植えられている状態です。 申請者の方は、今後宅地にされる予定はないということです。 管理だけはしっかりされているということですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	関連して宅野委員、何か補足説明等ありますでしょうか。
宅野委員	さきほどの中曾委員の説明のとおりで、間違いないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、議案第18号の1件目と2件目の案件につきまして、皆様の方から何かご質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、議案第18号の1番および2番の採決に入りたいと思います。 賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第18号-1、18号-2は、承認されました。
事務局長	議案第18号の朗読

	3件目を朗読
加川議長	続きまして、3件目の案件の審議です。 内藤委員、この案件につきまして、説明をよろしくお願ひします。
内藤委員	農地パトロールの8月28日に合わせて現地確認を行いました。 永見委員、木村委員と、申請者の方ではなく、所有権移転予定されている方が立ち会いをされています。 現況どおり、台帳は畑になっていますが、すでに山林となっていました、申請者の方が高齢ということで、譲り受ける方を探しておられたようです。 すでに山林になっていますので、何ら問題はないと思います。 審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	永見委員、何か補足説明等ありますでしょうか。
永見委員	さきほどの内藤委員の説明のとおりで、間違いないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	木村委員、何か補足説明等ありますでしょうか。
木村委員	さきほどの内藤委員、木村委員の説明のとおりで、間違いないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、議案第18号の3件目の案件につきまして、皆様の方から何かご質問等ありますでしょうか。
野坂委員	この山林というのは、植林された山林ですか、それとも雑木が生えているのですか。
木村委員	これは檜が植林されています。70～80年くらい経っています。
野坂委員	はい、わかりました。
加川議長	その他に何かご質問のある方はおられますか。
加川議長	質問がないようですので、議案第18号の3番の採決に入りたいと思います。 賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第18号-3は、承認されました。
加川議長	続きまして、4件目の案件の審議です。 福島委員、この案件につきまして、説明をよろしくお願ひします。
福島委員	8月28日の農地パトロールの時に、現地で立会をいたしました。所有者の方と事務局と、畠委員、池口委員と私の委員3名とで立ち会いをいたしまして、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	池口委員、何か補足説明等ありますでしょうか。
池口委員	福島委員の言われたとおり、現地確認いたしました。 相違ありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、議案第18号の4件目の案件につきまして、皆様の方から何かご質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、議案第18号の4番の採決に入りたいと思います。 賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第18号-4は、承認されました。

加川議長	議案第19号 農業振興地域整備計画の変更(農用地区域除外)に係る意見について、意見照会がありましたので、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第19号、朗読
加川議長	事務局の説明が終わりました。 福島委員、この案件につきまして、説明をよろしくお願ひします。
福島委員	8月28日の農地パトロールの時に、現地で立会をいたしました。所有者の方はご都合が悪くて来られませんでしたが、事務局と、畠委員、池口委員と私の委員3名とで立ち会いをいたしました。 稲が作付してありますが、墓地ということで、確認させていただきました。 何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	池口委員、何か補足説明等ありますでしょうか。
池口委員	福島委員の言われたとおり、相違ありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、議案第19号の案件につきまして、皆様の方から何かご質問等ありますでしょうか。
野坂委員	墓地の申請は、どこの課ですか。
事務局長	墓地の申請は、地域整備課が受付をします。地域整備課で話をされると思います。
野坂委員	今は高齢者が多いからどこでも出てくる案件だと思うが。
事務局長	実は議案第18号の4の案件の申請者も、墓地にされる予定です。非農地で墓地にされます。出てくると思います。
野坂委員	農地の申請が先ですか？
事務局長	こちらが先です。農地転用の見込みがないのに、墓地の申請を許可出されても、本人が困られます。 もちろん墓地は周りの所有者の方の同意とか、いろいろ要ると思いますが、見てもらつたらわかると思いますが、一番近いのが今回の所有者の方の家で、ここ周辺にはもう農地しかありません。というか、川と農道と自分所有の農地に挟まれた、三角の圃場の残地みたいな所です。 さらにここは、既存の墓地とありますが、平面上で見れば近く見えますが、ここは山の上です。どこの集落でも一緒ですが、高齢化で大変なので、下に持つておられるということだと思います。
事務局長	そうです。
野坂委員	他にも出てくると思います。
加川議長	305m ² 全部の土地を墓地にされるのですか。
事務局長	駐車場と墓地にされる予定です。
加川議長	皆様、その他に何かご質問、ご意見等ありませんか。
木村委員	ここは農業振興地域整備計画を除外するというのがうたってありますが、これは申請したら、いくらでも除外出来るものですか。
事務局長	いくらでも出来ます。
木村委員	墓地の申請をするか、振興地域を外して下さいという意味ですか。
事務局長	圃場整備の一段の農地があって、これはほとんど農振農用地地域に入っていて、今それ

	<p>を農業委員さんとともに地番で管理しています。</p> <p>どうしてもその集落に残るために、いろいろな生活様式の中で、いろいろ変えていかなければならぬことがあります。</p> <p>例えば誰か帰ってくるから新しい家を建てる事になったという場合、圃場整備田の真ん中に、加川議長や木村委員や私の田があって、私がそのど真ん中に家を建てますと言った時に、水路の管理やらいろいろ困ることになります。</p> <p>農業委員会に転用申請を出さないといけないわけです。そういう場合はそれをイエスとはなかなか言えません。</p> <p>ただ今回の場合は墓を建てる、農振地域には入っていますが、他の農地に及ぼす影響が非常に少ない、そういった所は農業委員会に諮って許可を出すということです。</p> <p>ですから、あそこの土地を農振から外したいと言われても、好き勝手には外すことは出来ません。場所によります。</p> <p>あとはよほどの理由がある場合です。それによると思います。</p>
木村委員	何らかのきちんとした理由があれば、そういった申請が出来るということですか。
事務局長	場所によります。
木村委員	これから農業振興地域というのが、指定はしてあるけれど、外させてくださいというのがぽちぽち出てくるのではないかと思います。今、高齢者が耕作出来ないということがあって、そういうことを懸念しているので、ちょっと聞いてみました。
事務局長	農業振興地域の中の管理は、耕作できないから外すということではなくて、日本全国の話で、農地を適正に管理するということの規制なので、所有者の方が耕作できなくなつたということになると、農業委員会でその農地をどう管理していくかというように、区域内の農地として、きちんと管理することを共有していかなくてはいけないということになります。 誰も耕作しないから外すというわけにはいきません。
木村委員	いうなれば、そっとしておけということになりませんか。
事務局長	そっとしておけということではありません。
木村委員	私にしても、農業振興地域の所に田があって、投げっぱなしにしてあるところがあります。近くの人が困った、困ったと言ってこられます。
事務局長	でもそれを除外したからと言って、困ることには変わりありません。その農用地区域の農地ではないからと言って構わなくともいいですというわけではありません。それはやはりきちんと圃場整備された農地として、農業委員会、農業委員会事務局としてきちんと管理をするように指導するとか、あそこの農地は農振地域の区域内の農地ですから、適正な管理をされないといけませんということは、よく行っています。 事務局から所有者に他市町村の方であっても文書を出して、近所の方が困っておられますから、草刈り等適正な管理をお願い出来ませんかという、命令は出来ませんが、お願いをすることはよくあります。
木村委員	よくあるし、事務局に相談される方もあるということですか。
事務局長	けっこう特定の地域ですが、年間に同じ集落で2～3件あるかもしれません。
事務局	通知を送ること、草刈とか、適正な管理の依頼文書を出すのは、年間でも平均4～5件はあると思います。 農地法に、『所有者の責任で、農地は適正に管理しないといけない』ということで、義

	務付けがなされています。それは所有者がいくら高齢者であっても、関係ありません。シルバー人材センターに依頼するとか、お金を支払ってでも誰かに依頼するなりしてきちんと管理してもらわないと、農業委員会としても困りますし、周りの農地の所有者の方も困っておられます。
木村委員	申請書があって、それを事務局の方に出せば、事務局の方から所有者の方のところにこういう状況だから、きちんと管理をして下さいという指導がなされるというわけですか。
事務局長	まず農業委員会です。農業委員・農地利用最適化推進委員が地域におられるわけですから、その任務は皆さんが負っておられるわけですから、まずはしていただきます。ただどうにも出来ない、町外で誰にもわからない、誰に言ったらいいのかもわからないということになれば、事務局が探し出して、こういうふうにしますという形をとります。ご近所トラブル的なことがよくありますが、まずは農業委員の方に頑張ってもらわないといけません。
木村委員	まずは本人にこういった苦情が出ているので、シルバー人材センターの方に依頼をして、草刈りとか、木とかは大きくなってしまったら、きちんと伐採して下さいということを言ったりしています。
事務局長	それでいいと思います。
木村委員	ほとんどがそういった仲立ちがあれば、我々も区域内だったら、そういった指導をしてもいいわけですね。
事務局長	調整ですから、犯罪者ではないので、命令をすることは出来ませんので、そこらへんはよく考えて行ってください。 農業委員への苦情が役場の方に来ないようにお願いします。 こういうように困っておられますので、適正な管理をお願い出来ませんかということです。あとは本人がされることです。
福島委員	さきほどの木村委員の件で、集落の中で耕作を休まれる田んぼがあります。その田んぼは中山間地に入つておられて、5年間は契約していますから、中山間地の役員が絶対その期間は耕作をしてもらうよう強制的に耕作するようにしています。出てこられる方は呼びますけど。田んぼを休ませることはならんということで、田んぼの草刈りをしたりしています。
木村委員	いつでも田んぼなら田んぼに復帰出来るように管理しておかないといけません。
福島委員	それもひとつですし、そういう役目はしています。
加川議長	そういうことですので、木村委員、了解をお願いします。
木村委員	わかりました。
中曾委員	この許可は、最終的には、誰が許可するのか？
事務局	まず農用地振興区域からの除外については、これは市町村長の権限になっています。市町村長が除外するかどうかをまず決定します。決定した後に、今度は転用に移ります。転用については、県の許可になります。農振除外の時から県の同意をもらって、市町村長が除外を決定します。県と何回も打ち合わせをして、おおむね転用が許可になるまで農振除外をしてから転用をしようとする場合、大体半年くらいかかります。今回、墓地で転用がありましたけど、要件に合致していないと許可が出来ないわけです。ですから、あの時に墓地で許可になったから、出来るのではないかということで、簡単

	<p>そうに見えますが、全ての要件に全て合致したため、今回進めています。まだ許可になっているわけではありませんが、転用の許可の見込みがあるということで、事務局も何回も相談をしながらやっています。</p> <p>簡単ではないという認識をもっていただいた方がいいです。農用地区域だと、転用は簡単ではないです。</p>
中曾委員	許可の町長ということですね。
事務局	農振計画の許可権者は、市町村長です。
事務局長	<p>この除外は市町村ですが、ここに申請が出ているということは、県がある程度、転用を認めているということになると、ここまで進められません。</p> <p>県が転用を認めないと言っているのに、市町村が強引に農振から除外だと言っても、転用が出来なかつたらなんにもなりません。</p> <p>ですから、転用見込みがあるものでないと、農振は進みません。</p>
中曾委員	農政局はあまり関係ありませんか？
事務局長	農政局が圃場整備のど真ん中に家を買って建てたら、関係がでてくるかもしれません。国の登場があるかもしれません。
事務局	<p>なかなか難しいです。大体半年くらいはかかります。</p> <p>少し前の案件で、申請された方の駐車場も、農振除外してから転用になっていますが、あの案件もかなり長い期間をかけてしています。</p> <p>もし農業委員さん達に相談があって、これは地番的に圃場整備してあるなと思われれば、まず事務局に相談していただいて、振っていただいていいと思います。</p> <p>農業委員さん達で判断して、出来ますよと言われると、業者に発注したりして水面下で動いてしまう方もおられます。</p> <p>まずは出来るかどうかを事務局に確認して下さいというように案内していただくのが、間違いのない無難なやり方かと思います。そういう形でお願いします。</p>
加川議長	第一種農地ですので、そのへんのことはきちんとしていただくようにお願いします。皆様他に何かご質問・ご意見等ありませんか。
加川議長	質問がないようですので、議案第19号の採決に入りたいと思います。この案件に賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第19号は承認されました。
加川議長	議案第20号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第20号、朗読
加川議長	議案第20号ー1番から11番まで、この案件につきまして、みなさま何かご意見、ご質問等ありますか。
加川議長	質問がないようですので、議案第20号ー1番から11番の採決に入れます。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第20号は承認されました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。

加川議長	<p>ないようですので、第6回の農業委員会定例会はこれで終わります。 次回の定例会は、10月11日、月曜日の午前9時30分から役場本庁舎3階の大会議室で行います。次回からは、ネクタイ・ジャケット・委員バッジ着用をお願いします。 次回は、農地パトロールの案件の提出等がありますので、全員出席していただきますので、よろしくお願ひいたします。皆様方の方で何かありますか。 ないようですので、以上で終わります。</p>
7 閉会	午前10時03分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

1番 織田 晴郎
 2番 安藤 昭

